

岐阜県公報

第三千二百十五号
平成三十一年二月二十二日

(金曜日)

目次

告示

道路の区域変更	(道路維持課)	八一
土砂災害警戒区域の指定解除	(砂防課)	八二
土砂災害特別警戒区域の指定解除	(同)	八三
土砂災害警戒区域の指定	(同)	八四
土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	八五
選挙管理委員会告示	(選挙管理委員会)	八六
個人演説会等を開催することができる施設の指定等 訂正願が提出された政治団体の収支報告書の要旨の公表	(同)	八七
大規模小売店舗の新設の届出に関する件	(商業・金融課)	八八
大規模小売店舗の変更の届出に関する件	(同)	八八
大規模小売店舗立地法による意見書に関する件	(同)	九〇
公共測量の実施	(用地課)	九〇
公共測量の終了	(同)	九〇
土地改良区役員の内任	(下呂農林事務所)	九一

告示

岐阜県告示第七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年二月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
県道	和良佐線	郡上市和良町土京字下夕島一―二四番四地先から同市同町同字洞口九七四番一地先まで	前 後	三九 二〇・五 七 二五・一	二四五・四 二四五・四	

岐阜県告示第七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年二月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路

維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

県道		道路の種類	
小下呂線		路線名	
同市同町同字力石一六〇九番一地从先まで		区間	
後	前	別前後	区域変更
ハ 九〇	六 七三	ル メート	敷地の幅
七・三	七・三	ル メート	延長
		備考	

岐阜県告示第七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年二月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

県道		道路の種類	
関ヶ原線		路線名	
同郡同町同字上野田二四三番一地从先まで		区間	
後	前	別前後	区域変更
二・一 四・二	二・一 三・八	ル メート	敷地の幅
三・四・九	三・四・九	ル メート	延長
		備考	

岐阜県告示第七十九号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十六年岐阜県告示第七百八号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成三十一年二月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大洞紅葉が丘2	岐阜市大洞紅葉が丘	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課及び岐阜県岐阜土木事務所及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第八十号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第七百七十一号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成三十一年二月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
口無洞	関市板取字權瀬	次の図のとおり	土石流
松場谷	関市板取字野中	次の図のとおり	土石流

大堀	関市板取字和田	次の図のとおり	土石流
大掘谷	関市板取字ウラ山	次の図のとおり	土石流
アラス谷	関市板取字アラス	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課及び岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第八十一号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十年岐阜県告示第四百六十六号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第六項において準用する同條第四項の規定により告示する。

平成三十一年二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上久呂瀬1	恵那市上矢作町下 （次の図に示すとおりとする。）	急傾斜地の崩壊
谷下川	恵那市上矢作町下 （次の図に示すとおりとする。）	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課及び岐阜県恵那土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第八十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十六年岐阜県告示第七百十号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同條第九項において

準用する同條第四項の規定により告示する。

平成三十一年二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大洞紅葉が丘2	岐阜市大洞紅葉が丘	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課及び岐阜県岐阜土木事務所及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第八十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第五十七号）第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第七十三号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同條第九項において準用する同條第四項の規定により告示する。

平成三十一年二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
口無洞	関市板取字榎瀬	次の図のとおり	土石流
松場谷	関市板取字野中	次の図のとおり	土石流
大堀	関市板取字和田	次の図のとおり	土石流

大堀谷	関市板取字ウラ山	次の図のとおり	土石流
アラス谷	関市板取字アラス	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課及び岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第八十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十年岐阜県告示第四百六十七号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成三十一年二月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
上久呂瀬1	恵那市上矢作町下 （次の図に示すとおりとする。）	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおりとする。
谷下川	恵那市上矢作町下 （次の図に示すとおりとする。）	土石流	次の図に示すとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課及び岐阜県恵那土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第八十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成三十一年二月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大洞紅葉が丘2	岐阜市大洞桐が丘	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務所及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第八十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成三十一年二月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
島口	関市板取字上三平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
杉島6	関市板取字久江	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
野口1	関市板取字野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松谷3	関市板取字堀西井水上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
白谷9	関市板取字孫瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
島口	関市板取字上三平	次の図のとおり	土石流
口無洞	関市板取字榎瀬	次の図のとおり	土石流
松場合	関市板取字野中	次の図のとおり	土石流
平首	関市板取字下平首	次の図のとおり	土石流
大堀	関市板取字和田	次の図のとおり	土石流
大堀谷	関市板取字ウラ山、字内牧	次の図のとおり	土石流

アラス谷	関市板取字アラス	次の図のとおり	土石流
杉島7	関市板取字久江	次の図のとおり	土石流
田口3	関市板取字榎瀬	次の図のとおり	土石流
岩本8	関市板取字大川向	次の図のとおり	土石流
老洞5	関市板取字上榎柄島	次の図のとおり	土石流
生老4	関市板取字西山	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第八十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成三十一年二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上久呂瀬1	恵那市上矢作町下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷下川	恵那市上矢作町下	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県恵那土木事務所及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第八十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する

ので、同条第四項の規定により告示する。

平成三十一年二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大洞紅葉が丘2	岐阜市大洞桐が丘	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務所及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第八十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成三十一年二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
島口	関市板取字上三平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
杉島6	関市板取字久江	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
野口1	関市板取字野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松谷3	関市板取字堀西井水上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

白谷9	関市板取字孫瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
島口	関市板取字上三平	次の図のとおり	土石流
口無洞	関市板取字榑瀬	次の図のとおり	土石流
松場谷	関市板取字野中	次の図のとおり	土石流
平曾	関市板取字下平曾	次の図のとおり	土石流
大堀	関市板取字和田	次の図のとおり	土石流
大堀谷	関市板取字ウラ山、字内牧	次の図のとおり	土石流
アラス谷	関市板取字アラス	次の図のとおり	土石流
杉島7	関市板取字久江	次の図のとおり	土石流
田口3	関市板取字榑瀬	次の図のとおり	土石流
岩本8	関市板取字大川向	次の図のとおり	土石流
老洞5	関市板取字上榑柄島	次の図のとおり	土石流
生老4	関市板取字西山	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第九十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。同条第四項の規定により告示する。

平成三十一年二月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上久呂瀬1	恵那市上矢作町下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

谷下川	恵那市上矢作町下	次の図のとおり	土石流
-----	----------	---------	-----

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県恵那土木事務所及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示二〇

岐阜県選挙管理委員会告示第一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定等について、次のとおり報告があったのでその旨告示する。

平成三十一年二月二十二日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松 利幸

1 指定した施設

市町村名	施設の名	所在地	収容人員
大野町	大野町総合市民センター ふれあいホール 多目的ホール	揖斐郡大野町大字黒野990番地	1,000人 300人

2 名称を変更した施設

市町村名	変更後の名称	変更前の名称
多治見市	多治見市第2区公民館	多治見市坂上児童館

3 指定を取り消した施設

市町村名	施設の名 称	所 在 地
中津川市	まごめ自然体験村センター研 修室	中津川市馬籠4797番地235
海津市	海津市平田農村環境改善セン ター	海津市平田町今尾614番地1

岐阜県選挙管理委員会告示第二号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出
 のあった政治団体の収支報告書について、訂正願の提出があったので、次のとおりその
 要旨を公表する。
 平成三十一年二月二十二日

岐阜県選挙管理委員会
 委員長 大 松 利 幸

政治団体の収支報告書の要旨（平成二十三年分） 1 2 政党（国会議員関係政治団体以外の団体）中

自由民主党系 費支部	H24.3.29	339,883	37,847	302,036	0	339,883	78,000	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	224,000	36
------------	----------	---------	--------	---------	---	---------	--------	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---------	----

を

改め。

政治団体の収支報告書の要旨（平成二十四年分） 1 2 政党（国会議員関係政治団体以外の団体）中

自由民主党系 費支部	H24.3.29	261,883	37,847	224,036	0	261,883	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	224,000	36
------------	----------	---------	--------	---------	---	---------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---------	----

に

自由民主党系 費支部	H25.2.27	470,330	339,883	130,447	45,600	424,730	78,000	39	11,000	0	11,000	0	11,000	0	0	0	0	0	41,400	47
------------	----------	---------	---------	---------	--------	---------	--------	----	--------	---	--------	---	--------	---	---	---	---	---	--------	----

を

改め。

政治団体の収支報告書の要旨（平成二十五年分） 1 2 政党（国会議員関係政治団体以外の団体）中

自由民主党系 費支部	H25.2.27	314,330	261,883	52,447	45,600	268,730	0	0	11,000	0	11,000	0	11,000	0	0	0	0	0	41,400	47
------------	----------	---------	---------	--------	--------	---------	---	---	--------	---	--------	---	--------	---	---	---	---	---	--------	----

に

自由民主党系 費支部	H26.2.12	587,246	424,730	162,516	53,747	533,499	64,500	33	5,000	0	5,000	0	5,000	0	0	0	0	0	93,000	16
------------	----------	---------	---------	---------	--------	---------	--------	----	-------	---	-------	---	-------	---	---	---	---	---	--------	----

を

自由民主党系 費支部	H26.2.12	366,746	268,730	98,016	53,747	312,999	0	0	5,000	0	5,000	0	5,000	0	0	0	0	0	93,000	16
------------	----------	---------	---------	--------	--------	---------	---	---	-------	---	-------	---	-------	---	---	---	---	---	--------	----

に

管施設	容量	三六立方メートル
	小売業を行う者の開店時刻	午前九時
施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の閉店時刻	午後九時三〇分
	来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前八時三〇分～午後二〇時
駐車場の自動車の出入口	数	三箇所
	位置	縦覧による
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		午前六時～午後一〇時

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十一年二月二十二日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び東濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十一年二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日
平成三十一年二月八日
- 二 届出者の氏名又は名称
株式会社オークワ
- 三 建物の名称及び所在地
スーパーセンターオークワ多治見店

多治見市幸町八丁目一番外
変更した事項

大規模小売店舗の名称
（変更前）（仮称）スーパーセンターオークワ多治見店
（変更後）スーパーセンターオークワ多治見店

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十一年二月二十二日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び東濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十一年二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日
平成三十一年二月八日
- 二 届出者の氏名又は名称
株式会社オークワ
- 三 建物の名称及び所在地
スーパーセンターオークワ多治見店
多治見市幸町八丁目一番外
- 四 変更しようとする事項
駐車場の自動車の出入口の数及び位置
（変更前）六箇所
（変更後）六箇所

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により意見書の提出があつたので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成三十一年二月二十二日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

平成三十一年二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

（仮称）ドン・キホーテUNY可児店
可児市中恵土字溝向二二〇番一 外

二 意見の概要

可児市長の意見

- ・騒音の対策について
 - ・光害について
 - ・周辺への影響について
- （届出事項 変更）

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局高山国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局高山国道事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成三十一年一月二十八日から
平成三十一年三月二十九日まで

四 作業地域

下呂市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

可児市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成三十一年二月六日から
平成三十一年三月十五日まで

四 作業地域

可児郡御嵩町

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により瑞穂市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

瑞穂市

二 作業種類

公共測量(修正測量)

三 作業期間

平成三十年八月二十日から
平成三十一年一月二十三日まで

四 作業地域

瑞穂市

土地改良区役員の退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成三十一年二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区	地名	年月日	役名	氏名	住 所
小坂第二 土地改良区	平成 三〇・三・二〇	理事	高橋照一	下呂市小坂町大洞	一八四六番地

平成三十一年二月二十二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社